

# 定 款

制 定	昭和23年12月 1 日	一部改訂	昭和59年 6 月28日
一部改訂	昭和26年10月31日	一部改訂	昭和63年 6 月29日
一部改訂	昭和27年10月31日	一部改訂	平成 3 年 6 月27日
一部改訂	昭和30年10月29日	一部改訂	平成 4 年 6 月26日
一部改訂	昭和31年 9 月 4 日	一部改訂	平成 6 年 6 月29日
一部改訂	昭和34年11月27日	一部改訂	平成 7 年 6 月29日
一部改訂	昭和35年 5 月27日	一部改訂	平成14年 6 月27日
一部改訂	昭和36年11月28日	一部改訂	平成15年 6 月27日
一部改訂	昭和37年 5 月29日	一部改訂	平成16年 6 月29日
一部改訂	昭和38年 5 月29日	一部改訂	平成18年 6 月29日
一部改訂	昭和41年 5 月31日	一部改訂	平成21年 6 月12日
一部改訂	昭和41年11月30日	一部改訂	平成22年 1 月 6 日
一部改訂	昭和43年11月30日	一部改訂	平成29年 6 月16日
一部改訂	昭和47年11月30日	一部改訂	令和 4 年 6 月22日
一部改訂	昭和48年 5 月31日		
一部改訂	昭和50年 5 月29日		
一部改訂	昭和57年 6 月28日		

日 本 鑄 造 株 式 会 社

# 日本鑄造株式会社定款

## 第 1 章 総 則

### (商 号)

第 1 条 当社は、日本鑄造株式会社と称する。  
英文では、NIPPON CHUZO K. K. と表示する。

### (目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種鑄造品、ロール、パルプ、橋梁用機材、その他各種機械並びにプラント類の設計、製作、販売に関する事業及びこれらに付帯する建設工事請負に関する事業
2. 各種鋼材の加工組立及び販売並びにこれに関連する工事請負
3. 土木建築の設計、施工管理、工事請負に関する事業及びこれらに付帯する設備、材料等の製造、販売、賃貸に関する事業
4. 金属粉の製造、販売並びにアルミニウム再生材の製造、販売等資源リサイクルに関する事業
5. 国内産珪砂、輸入珪砂及びこれらの加工処理砂の仕入、加工、販売に関する事業
6. ダイヤモンド及びその他の高硬度物質とこれらを応用した各種工具、機械の製造、販売に関する事業
7. スポーツ施設の賃貸及び各種スポーツ用装置、機器、用具類の製造、販売、賃貸に関する事業
8. 不動産の売買、賃貸借及び管理に関する事業
9. 事務用各種機器及びこれらに関連する物品の販売、賃貸に関する事業
10. 前各号に付帯関連する一切の事業

### (本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を神奈川県川崎市に置く。

### (機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

### (公 告 方 法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

### (発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,500万株とする。

### (自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### (株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

### (株式取扱規則)

第 11 条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

### (基 準 日)

第 12 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

## 第 3 章 株 主 総 会

### (招 集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、事業年度末日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときにこれを招集する。

### (招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

### (電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

**(決議の方法)**

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定によるものとされる株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

**(議決権の代理行使)**

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。但し、この場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

**(議事録)**

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

**(員数)**

第 19 条 当社の取締役は、15名以内とする。

**(選任)**

第 20 条 取締役は、株主総会でこれを選任する。

- ② 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

**(任期)**

第 21 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

**(代表取締役及び役付取締役)**

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名及び専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。  
③ 取締役社長は、当社を代表する。

**(報酬等)**

第 23 条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

**(取締役会の招集通知)**

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前までにこれを発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

**(招集権者及び議長)**

第 25 条 取締役会は、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役会長及び取締役社長に事故又は欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定められたその他の取締役が、その順序に従いこれに当たる。

**(決議の方法)**

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。

**(決議の省略)**

第 27 条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときは、この限りでない。

**(議事録)**

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

② 前条の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

**(取締役会規則)**

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会で定める規則による。

**(取締役の責任免除)**

第 30 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

**(員数)**

第 31 条 当社の監査役は、4名以内とする。

**(選任)**

第 32 条 監査役は、株主総会でこれを選任する。

② 監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

**(任期)**

第 33 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

**(常勤の監査役)**

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

**(報酬等)**

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

**(監査役会の招集通知)**

第 36 条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日から3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

**(決議の方法)**

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、監査役の過半数をもってこれを行う。

**(議 事 録)**

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

**(監査役会規則)**

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会で定める規則による。

**(監査役の責任免除)**

第 40 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

**(事 業 年 度)**

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

**(剰余金の配当)**

第 42 条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

**(中 間 配 当)**

第 43 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

**(除 斥 期 間)**

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。

**(附則)**

1. 変更前定款第15条の削除および変更後定款第15条の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款15条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上